

後期高齢者医療制度加入のみなさんへ

■問い合わせ先 ▽国保医療課後期高齢者医療係 ☎(36)1348
 ▽県後期高齢者医療広域連合 ☎092(651)3111

8月から高額療養費の上限額が変わります

【高額療養費とは】 同月内に支払った医療費の合計額が、決められた上限額を超えた場合に、それを超えて支払った分が払い戻されます。上限額は個人もしくは世帯の所得に応じて決まっています。

旧 平成29年7月までの上限額

負担区分	外来 (個人単位)	外来+入院 (世帯単位)
現役並み所得者	44,400円	80,100円+ (医療費-267,000円)×1% (多数回44,400円(*))
一般	12,000円	44,400円
II住民税非課税		24,600円
I住民税非課税 (年金収入 80万円以下など)	8,000円	15,000円

新 平成29年8月からの上限額

負担区分	外来 (個人単位)	外来+入院 (世帯単位)
現役並み所得者	57,600円	80,100円+ (医療費-267,000円)×1% (多数回44,400円(*))
一般	14,000円 年間上限14万4,000円	57,600円 (多数回44,400円(*))
II住民税非課税		24,600円
I住民税非課税 (年金収入 80万円以下など)	8,000円	15,000円

*過去12カ月以内に3回以上、上限額に達した場合は、4回目から「多数回」該当となり、上限額が下がります

医療療養病床に入院している65歳以上のみなさんへ

10月から光熱水費の負担額が変わります

ただし、指定難病の人、老齢福祉年金受給者は、引き続き負担を求めません。

【負担する1日当たりの光熱水費】

	現在 (9月まで)	10月~平成30年 3月まで	平成30年 4月~
医療療養病床に入院 している65歳以上の人			
医療の必要性の低い人	320円	370円	370円
医療の必要性の高い人 (指定難病の人以外)	0円	200円	370円
指定難病の人、 老齢福祉年金受給者	0円	0円	0円

■問い合わせ先

【国民健康保険加入の人】 国保医療課国民健康保険係 ☎(36)1363

【後期高齢者医療制度加入の人】

▽国保医療課後期高齢者医療係 ☎(36)1348

▽県後期高齢者医療広域連合 ☎092(651)3111

*国民健康保険・後期高齢者医療制度以外の健康保険に加入している人は、各保険者へ問い合わせを

国民健康保険加入のみなさんへ

入院や外来の医療費が高くなりそうときは
 事前に**限度額適用認定証**の申請を

■申請・問い合わせ先 国保医療課国民健康保険係 ☎(36)1363

*国民健康保険以外の健康保険に加入している人は各保険者へ問い合わせを

医療機関で限度額適用認定証を提示すると

医療機関への支払いが自己負担限度額までとなり、医療機関窓口での負担が軽減されます。自己負担限度額は、年齢・所得に応じて異なります。認定証の交付は事前に市役所国保医療課での申請が必要です。

*70歳未満で自己負担限度額までの支払いとしたい場合は、認定証の申請が必要です

*70歳以上で住民税が課税されている世帯は、認定証の申請は不要です
 (高齢受給者証の提示で自己負担限度額までの支払いになります)

*認定証は申請月の初日から適用(7月末まで有効)

*国保税に滞納があるときは、認定証が発行できない場合があります

~限度額適用認定証の申請に必要な物~

▽国民健康保険被保険者証

▽印鑑(認印)

▽個人番号の分かるもの

*住民税非課税世帯で認定を受けた過去

12カ月の入院日数が91日以上の方は、

領収書など入院期間が分かる書類が必要です

(入院時食事代100円の方は対象外)



制度の詳細は、保険証送付時に同封しているこのパンフレットの8~10ページで確認できます

限度額適用認定証を提示せずに医療費が高額になった場合

医療機関に支払った1カ月の負担金自己負担限度額を超えるときは、市役所国保医療課に申請することで、その超えた分が「高額療養費」として払い戻されます。

市では、支給申請をしていない支給予定額3,000円以上の世帯に「高額療養費の支給申請についてのお知らせ」を診療月の約3カ月後に送付しています。

支給申請は受診月の翌月1日から2年間行うことができます。

~高額療養費の支給申請に必要な物~

▽医療機関からの領収書原本か支払証明書

▽世帯主指定の振込先の預金通帳か口座番号の控え

▽印鑑(認印) ▽国民健康保険被保険者証 ▽個人番号の分かるもの

弁護士によるひとり親家庭のための無料法律相談会

日時 8月16日(水)
 午後1時~同3時
 *相談時間は1人30分
 場所 市役所本館1階・第2相談室
 対象 ひとり親家庭(離婚協議中の人も含む)の市民
 定員 先着4人
 申込締切日 8月15日(火)
 申込・問い合わせ先 福岡県ひとり親サポートセンター(飯塚プラ

【日商簿記3級 事務講習会】

日程 9月4日(月)~10月23日(月)のうち、指定された月・水・金曜日の20日間
 時間 いずれも午後6時30分~同9時
 会場 飯塚市立岩公民館(新飯塚20・30)
 内容 財務担当の基本知識、企業の経理事務

ひとり親家庭のための就業支援講習会

9月9日(日) 10時~12時
 会場 飯塚市立岩公民館(新飯塚20・30)
 定員 10人
 *書類選考。開講人数に満たない場合は中止
 *受講料 無料
 *ただし、テキスト・検定料の一部3,000円は自己負担
 *託児 無料(1歳未満就学児)
 申込締切日 8月15日(火) 必着
 申込方法 市子ども家庭課(市役所西館1階)か、ひとり親サポートセンター(飯塚プラ

に役立つスキルを学び、日本商工会議所主催の簿記3級の合格を目指し就労につなげる

〒810-0948 (21) 03
 ☎0948(21)03
 90

ポータルセンター飯塚プラ
 ランチに設置の申込書(社会福祉法人福岡県母子寡婦福祉連
 合会) <http://www.fukuoka-noboren.jp/support/application.html>からダウンロードも可
 04/飯塚市新立岩8-1/県飯塚総合庁舎2階(県嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所内)/同センター飯塚プラランチあて
 FAX 0948(21)03
 91

裁判所の不動産競売

内容 福岡地方裁判所で行われる不動産競売の物件情報をインターネット(<http://bit.sikou.jp>)か、同裁判所不動産競売係閲覧室で提供しています
 問い合わせ先 同係
 ☎092(235)1067

問い合わせ先
 同センター飯塚ランチ
 ☎0948(21)03
 90